

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東日本学園の管理運営に携わる役員の待遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の意義)

第2条 この規程で定める役員とは、学校法人東日本学園寄附行為第5条第1項に規定する役員とする。

(報酬の支給)

第3条 前条に定める役員のうち、常勤の役員（職員が理事を兼ねる場合を除く）については、別表に定める報酬を支給し、その都度理事会で報酬額を決定する。

2 職員が理事を兼ねる場合については、月額50,000円の報酬を支給する。

3 非常勤の役員については、報酬を支給しない。

ただし、特定の業務を担当する理事については、その期間中に限り、月額200,000円を上限に報酬を支給する。

(手当等の支給)

第4条 役員が、学園の主催する会議に出席する場合、日当を支給する。

2 監査手当は、監事の業務監査に対して一日30,000円を支給する。ただし、日当と重複しての支給はしない。

(期末手当)

第5条 常勤の役員には、期末手当を支給することができる。

(報酬・手当等の改訂)

第6条 報酬及び手当等の改訂については、理事会の議を経て理事長が決定する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員に対する報酬及び手当等の支払方法は、本学の給与規程を準用する。

2 役員等の慶弔に関するものは、本学の弔慰事項の取り扱いについて（申合せ）による。

3 顧問の報酬については、その都度理事会で決定する。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項で疑義が生じたときは、その都度理事会で協議決定する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成元年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表

職名	号俸	報酬月額
理事長（10号～14号） 副理事長（9号～13号） 専務理事（8号～11号） 常務理事（6号～9号） 常勤理事（1号～7号） 常勤監事（1号～7号）	14	1,100,000
	13	1,050,000
	12	1,000,000
	11	950,000
	10	900,000
	9	850,000
	8	800,000
	7	750,000
	6	700,000
	5	650,000
	4	600,000
	3	550,000
	2	500,000
	1	450,000